

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の目的

和歌山県では、平成5年10月1日に「和歌山県公文書の開示に関する条例」（以下「旧条例」という。）が施行され、情報公開制度がスタートしました。その後、社会情勢の変化、地方分権の推進、法律との調整により旧条例を見直す必要が出てきたため、「原則公開」の徹底と「個人のプライバシーの保護」への最大限の配慮を基本としつつ、「県民の知る権利」、「行政の説明責務」等が盛り込まれた和歌山県情報公開推進懇話会の提言を踏まえ、旧条例を全面改正した「和歌山県情報公開条例」（以下「条例」という。）が平成13年3月27日に公布され、同年10月1日から施行されています。

本県の情報公開制度は、①公文書開示制度、②情報提供制度という2本の柱から構成されています。公文書開示制度は、条例によって創設された県民等の公文書の開示を求める権利に対し、県が一定の範囲で開示義務を負うものです。また、情報提供制度は、県が積極的にその保有する情報を県民に提供していこうというものです。そして、両者は、それぞれ機能を分担しながら、相互に補完し合う関係になっており、この2つの施策を総合的に実施することによって、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政をより一層推進していくことが情報公開制度の目的です。

2 公文書開示制度

公文書開示制度は、県が保有する公文書について、その開示を求める県民等の権利を条例により明らかにしたものです。具体的には、自らが見たいと思う公文書について開示請求を行い、その請求に係る公文書がこの条例で定める要件を満たした公文書であれば、その公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることができるというものです。

(1) 実施機関

条例において「実施機関」とは、条例に基づき公文書の開示等を実施する機関で、以下の15機関がこれに当たります。

知事、議会、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長、県が設立した地方独立行政法人（※）並びに和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社（以下「地方公社」という。）

※ 現在、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）が該当

(2) 公文書の定義

旧条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が管理していたものでしたが、条例においては、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを「公文書」と定義しました。

(3) 請求権者

条例において「請求権者」とは、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる者で、県内外、個人、法人を問わず「何人も」公文書の開示請求をすることができます。

(4) 請求の対象となる公文書の範囲

開示請求ができる公文書の範囲については以下のとおりです。

ア 議会、公安委員会、警察本部長及び地方公社を除く実施機関

(ア) 平成 13 年 4 月 1 日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(イ) 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 5 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

(ウ) 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 13 年 4 月 1 日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

イ 議会、公安委員会及び警察本部長

(ア) 平成 13 年 4 月 1 日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(イ) 平成 13 年 3 月 31 日以前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書であって、平成 13 年 4 月 1 日以後に決裁又は供覧等の手続が終了した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）

ウ 県立医科大学及び地方公社

- (ア) 平成 14 年 10 月 1 日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書

(5) 請求の手続

公文書の開示請求は、実施機関に対して、必要事項を記載した公文書開示請求書を提出して行います。当該請求の受付窓口として、県庁内に総合公開窓口（情報公開コーナー）と各課室の情報公開相談員（※）、地方機関及び振興局に地方公開窓口と各部の情報公開相談員（※）を設置しています。議会については県議会事務局総務課が、公安委員会及び警察本部長については警察本部情報公開コーナー及び各警察署警務課が受付窓口となっています。また、県立医科大学及び地方公社についてはそれぞれの機関に受付窓口を設けています。

※ 平成 25 年 1 月 1 日より、公文書開示請求の受付窓口の県庁各課及び振興局各部に開示請求を補助する情報公開相談員を設置しています。

(6) 請求に対する決定

実施機関は、公文書開示請求書を受け付けたときは、受け付けた日の翌日から起算して 15 日以内に開示するかどうかの決定を行います。決定の通知は、即日開示を除き、書面により行います。

なお、実施機関は、やむを得ない理由によりその 15 日以内の期間内に開示するかどうかの決定ができないときは、公文書開示請求書を受付した日の翌日から起算して 60 日を限度として当該期間を延長することができます。

(7) 開示の方法

公文書の開示には、公文書を閲覧する方法と、公文書の写しの交付を受ける方法があり、その両方を求めることもできます。

なお、公文書の写しの交付を受ける場合には、その写しの交付に要する手数料として、複写機によるもの（白黒で日本産業規格 A 列 3 番までのもの）についてはその写し 1 枚につき 10 円、その他写しについては条例で定める金額となっています。なお、平成 15 年 4 月 1 日からは新たにカラーによるもの（日本産業規格 A 列 3 番までのもの）の場合は 1 枚につき 40 円となっています。

また、平成 25 年 1 月 1 日から公文書を閲覧する場合にも手数料を要します。（40 枚までの場合 4 枚までごとにつき 10 円、40 枚を超える場合 40 枚までごとにつき 100 円）

(8) 公文書の開示義務

条例は、「県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする」という第 3 条の規定からも明らかなように、公文書の原則公開を基本理念にしてお

り、実施機関は請求に係る公文書に次の非開示事項が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならないことになっています。

- (ア) 法令秘情報
- (イ) 個人に関する情報
- (ウ) 実施機関非識別加工情報
- (エ) 法人等に関する情報
- (オ) 公共の安全等に関する情報
- (カ) 審議、検討等に関する情報
- (キ) 事務又は事業に関する情報

(9) 審査請求

実施機関が行った非開示等の決定に対して不服のある場合には、その実施機関に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は、その審査請求が不適法であることを理由として却下するとき及び決定又は裁決で、審査請求に係る開示決定等を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするときを除き、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければなりません。また、実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、その審査請求に対する裁決等を行わなければならないとされています。

なお、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会は、優れた識見を有する10名以内の委員で構成され、第三者的な立場から審査請求の事案を審議するために設けられた知事の附属機関です。

(10) 公文書の任意開示

実施機関は、開示請求の対象とならない公文書のうち、保存期間が永久と定められており、かつ、検索資料が整備されている公文書について、開示の申出があったときは、その公文書の開示に努めるものとされています。

3 情報公開の総合的な推進

情報公開を公文書開示制度と共に推進していく制度として、情報提供制度があります。

情報提供制度とは、実施機関が自主的・能動的に、又は県民の求めに応じて任意に県政に関する情報を広く県民の利用に供する制度であり、公文書の情報を整理、また、説明を加え理解しやすい形で提供できる利点を持っています。

公文書開示制度は、公文書の持つ専門的な性格のため、どうしても県民に対する情報公開制度としては限界があります。したがって、県民の必要としている情報を、可能な限り分かりやすく、正確かつ迅速に提供できるように、情報の総合的な管理

体制を確立し、自己の広報手段を拡充するとともに、報道機関に対する積極的な情報提供を行う等情報公開の有機的、総合的な推進に一層努める必要があります。

本県では、情報提供施策の1つとして、県庁本館2階に「情報公開コーナー」を設置し、和歌山県、その他の地方自治体、国等の刊行物、統計書等を収集し、県民の閲覧に供するほか、写しの交付、有償刊行物の販売などを行っています。

また、県が保有する情報についての相談にも応じています。